

令和7年12月26日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

企画競争実施の公示

下記のとおり企画競争を実施する。

記

1. 件 名

防衛力強化による経済活動の波及効果に関する役務

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募要領

- (1) 応募を希望するものは、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、仕様書3.3(2)に定める本役務の実施体制に関する資料(企画提案書等作成要領に定める提出物①)並びに仕様書3.2(1)アからウに定める情報保全に係る履行体制に関する資料及び企画提案書等作成要領に定める提出物③を令和8年1月16日(金)12:00までに、企画提案書等作成要領に定める提出物②及び④を令和8年1月26日(月)12:00までに提出しなければならない。

- (2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)

ア 仕様書等の交付場所、資料等の提出先について

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 ロフ 内線20824 (庁舎A棟10階)

Email nakajimarof@ext.mod.go.jp

イ 仕様書について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20815 (庁舎A棟10階)

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

4. 企画競争に係る説明会の開催

実施しない

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本件の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 資料の提出は持参又は郵送とする。
- (5) 細部は仕様書及び企画提案書等作成要領を参照すること。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 企画提案書等作成要領が変更されない限り、選定後、企画書の内容は変更されないものでなければならない。
- (3) 本件については調達予定であり、今後必ず調達があることを保証するものではなく、また内容を変更する場合がある。

仕 様 書			
品 名	防衛力強化による経済活動の波及効果に関する役務	作成年月日	令和7年12月17日
		整備計画局防衛計画課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛力強化による経済活動の波及効果に関する役務（以下「本役務」という。）について規定する。

2 引用文書等

2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）
- (4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通知）（防装庁第137号。4. 3. 31。以下「情報セキュリティ通達」という。）

3 役務に関する要求

3.1 契約期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

3.2 情報保全

(1) 契約の履行体制

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には遅滞なく官側に通知するものとする。

ア 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制

イ 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。

ウ 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対し指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

(2) 当該役務に係る情報の取り扱い

ア 契約相手方は、官側から提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は破棄してその旨を書面で報告すること。

イ 契約相手方は、当該役務に係る情報に不要なアクセスを実施しないこと。

ウ 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。

(3) その他

ア 契約相手方は、契約締結後、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するため、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得していること。

イ 契約相手方は、3.2項(1)～3.2項(3)に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。

ウ 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。

エ 契約相手方は、本役務の履行にあたって、以下の事項について遵守すること。

契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、情報セキュリティ通達に基づき、適切に管理する。細部については、下表のとおりとする。

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報のうち官側が指定するもの	官側から提供された情報のうち官側が指定するもの、中間報告書、調査報告書等	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	—

3.3 その他一般事項

(1) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。

また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(2) 本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。

- ア 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保するとともに、業務実施責任者を定めること
- イ 業務従事者（業務実施責任者を含む。）には、官民間わず経済波及効果の定量的な調査を実施した契約実績を有する者（防衛分野に限らない）を含めること
- ウ 上記アの業務従事者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- エ 上記アの業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

(3) 契約相手の責務

- ア 契約相手方は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- イ 契約相手方は、故意又は過失により、官側または第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- ウ 契約相手方は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務委託契約の期間終了後においても同様とする。
- エ 契約相手方は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、官側と協議してこれを定めるものとする。
- オ この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

4 役務内容

4.1 防衛費の変化による影響の調査

防衛費の変化による影響について、以下の事項を調査する。以下の(1)から(5)までの事項について、契約相手方の提案に基づき調査項目を定義し官側の承認を得たうえで、調査を進めるものとする。調査に当たっては、公刊情報による調査の他（外国語によるものを含む）、官側との協議により必要性が認められる場合は、専門家・有識者等へのヒアリングを行う。

(1) 算出手法の設定

防衛費を変化させた場合に、それが日本全国及び地域別にもたらす経済への影響・波及効果（GDP 押し上げ効果、生産誘発額、雇用誘発数など）を経済指標（例：GDP）を用いて定量的に算出するための手法を、官側と協議のうえ、設定する。その際、考えられる手法を比較分析の上で、最も妥当なものを理由と合わせて提示する。

なお、防衛費の変化としては、予算額や対 GDP 比を入力することを想定する（官側から別

示する)。算出にあたっては、裏付けとなる経済理論や根拠、用いた手法、数式、モデル及びデータ等を示しつつ、官側と相談の上、前提条件（防衛費の変化幅、調達方法（国産/FMS/国際開発・共同生産/ライセンス生産等）及びその内訳（装備品取得/装備品の維持整備/施設整備/研究開発/基地対策等）を設定した上で、経済的な波及効果を具体的な数値で示すことを想定している。また、波及効果の算出において、既存の手法やモデルに最適なものがない（例：既存の手法が民間分野向けで防衛費にそのまま適用できない/既存モデルの前提条件が防衛分野に当てはまらない、等）場合には、精度向上のため、妥当性を確保した上で、必要な補正を加える。補正にあたっては、裏付けとなる理論や根拠等を示す。なお、経済指標については、GDPを例示しているが、経済波及効果を評価するのに適切な指標が他にある場合には、官側との協議のうえ、必要に応じて、当該指標による評価も実施する。

(2) 計算ツールの作成

防衛費や前提条件を任意に変化させた場合の経済波及効果を定量的に算出できるような、汎用性の高い計算ツール（例：Excel）を作成する。計算ツールとしては、任意に額や前提条件を入力することによって、経済波及効果を定量的に算出する（具体的な数字を表示する）ようなものとする。計算ツールの使用マニュアルを作成し、その中で、ツールがどのような構造で計算を行っているかを解説する。

(3) 経済波及効果の算出

4.1 項(1)及び(2)をもとに、官側が別途提供する条件を用いて（複数パターンを想定）、具体的な経済波及効果を算出する。

(4) 特定の分野における波及効果の調査・分析

ア 防衛費には、装備品の取得・維持整備のほか、新たな領域に関する技術や最先端技術にかかる研究開発も含まれているところ、こうした研究開発の波及効果について調査する。防衛分野の研究開発によって培われた技術・ノウハウが民生分野に波及する効果を可能な限り定量的・定性的に調査・分析する。また、様々な技術分野（通信、AI、サイバー、宇宙、センシング、素材、エネルギー等）において、防衛投資による民生分野の波及効果がどのように異なると見込まれるか分析する。

イ 防衛装備品（警戒管制レーダー、護衛艦等）の海外への装備移転がもたらす波及効果について、可能な限り定量的・定性的に調査・分析する。

(5) 調査において、官側との協議で必要と認められる場合には、専門家や有識者（大学教員等）等へのヒアリングを行う（例：経済波及効果の分析手法にかかるヒアリング等）。実施する場合には、事前に官側とヒアリング先や内容について、協議する。

4.2 各種支援

4.1 の調査による防衛費の経済波及効果を各種の機会を通じて多様な方法で分かりやすく対外発信するため、官側と協議のうえ、各種方法に適した各種資料の作成支援、対外発信に関する助言を行う。その際、官側の求める日時までに対応する。

5 管理事項等

5.1 実施計画書の作成

契約相手方は、本調査等を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに、次の事項を記載した実施計画書を作成し、官側の承認を得るものとする。

- (1) 調査内容等の細部項目
- (2) 調査等の日程
- (3) 調査等の実施要領

5.2 役務従事者名簿の作成

契約相手方は、役務実施においては、本役務に従事する者の名簿を役務実施前に官側に提出すること。

5.3 進捗状況の定期的な報告等

契約相手方は、官側と調整の上、毎月1回以上、官側に本調査等の進捗状況を報告を行うこととし、官側が必要と判断した場合には、その求めに応じ状況報告を行うものとする。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

5.4 調査結果等の報告

契約相手方は、実施計画書に基づき、4.1項(1)、(2)及び(4)について優先的に調査を行い、調査結果について、令和8年4月末までに中間報告(基準)すること。また、4.1項(3)を含む本調査等の結果について、納入期限までに調査報告書により報告すること。

なお、報告にあたっては、総論的・抽象的な表現にとどめることなく、具体的な記載とするとともに、定量的な数字を示すこと。また、調査において、根拠とした資料、引用・参照した文献等は報告書において出典を明らかにし、資料リストとともに提出すること。また、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングに係る資料(ヒアリング先の詳細、ヒアリング結果等)を提出すること。

5.5 報告会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、防衛省整備計画局防衛計画課において、調査報告書に関する中間報告会(令和8年4月末(基準))及び最終報告会(令和8年11月下旬)を実施すること。

6 提出書類

契約相手方は、表1に示す書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表1 提出書類

書類の名称	提出期限	媒体
実施計画書	契約後速やかに	紙媒体1部及び電子媒体1部
役務従事者名簿	契約後速やかに	紙媒体1部及び電子媒体1部

※1 実施計画所及び役務従事者名簿について、変更がある場合は官側に調整し、逐次修正したものを提出すること。

7 納入品

納入品は、表2のとおりとする。

表2 納入品

納入品	納入期限	媒体
中間報告書	報告会時	紙媒体1部及び電子媒体1部
調査報告書	令和8年11月30日	紙媒体1部及び電子媒体1部

- ※1 調査報告書等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）を遵守し、特定調達物品（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）に定めるものをいう。）の基準を満たすものであること。
- ※2 調査報告書に使用する文献等については、出典を明記することとする。
- ※3 納入品は、全て日本語とする。
- ※4 電子媒体（Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 形式及び PDF 形式）を用いて作成したファイルをPDFファイルとしたものと合わせ、契約の相手方が用意する電子媒体に保存して提出すること。
- ※5 調査報告書には、役務内容を全て含めるものとする。

8 納入場所

納入品は、整備計画局防衛計画課に提出するものとする。

9 検査

納入品の検査は、本仕様書に基づき実施する。

10 官側の支援

- (1) 契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する文書等を使用する場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を厳守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (2) 契約相手方は、関連文書について、官側との協議の上、貸付け又は閲覧することができる。ただし、契約相手方は、貸与された当該資料について、目的以外には使用せず、適切に管理するとともに、役務完了後速やかに返却しなければならない。

11 予算額

本事業に関する予算額は93,280,000円（税込）とする。